

新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
(通算：第37回 特措法に基づく対策会議：第16回)

書面会議

出席者：市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、産業環境部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、教育振興部長、生涯学習部長、社会福祉協議会事務局長、安城消防署長、危機管理監、危機管理課長、危機管理係長、地域防災係長、子育て健康部次長、健康推進課長、健康推進係長

日 時 令和3年3月12日（金）

1 本部長あいさつ

- ・愛知県に発出されていた緊急事態宣言が2月28日に解除され、現在は愛知県独自の嚴重警戒宣言の発出により、規制緩和を図りながら引き続きの感染防止対策を継続している。
- ・当初、この期間は3月14日までであったが、県は医療提供体制への負荷軽減及び首都圏・関西圏とともに感染の再拡大を着実に防止するため、この期間を3月21日まで延長することを決定した。
- ・一方、本市における感染状況は2月中旬から減少傾向をみせており、特に3月の新規感染者数は10日現在で1人と落ち着きを見せている。これもひとえに市民、事業者の皆さまが感染拡大防止にご協力いただいた結果であると考えている。市職員はこの現状に甘んじることなく、引き続き基本的な感染防止対策の粘り強い周知啓発を続ける必要がある。
- ・当面の大きな課題になるのは予防接種であり、これまでの感染防止対策と並行しながら迅速かつ円滑な体制を整えることが重要。特にワクチンについては、未だ不確定な面が多いため、様々な情報が錯綜すると予想され、現時点でもワクチン接種に関する詐欺行為が発生していると聞いている。
- ・市職員は、現状が新たな局面に移りつつあるということを自覚し、適切に対応できるよう本部員は指導すること。

2 新型コロナウイルス感染症嚴重警戒宣言の延長について

- (1) 愛知県の嚴重警戒措置について
 - ア 嚴重警戒措置の実施期間を3月21日まで延長
- (2) 市主催のイベントや集会の実施可否の基準について
 - ア 基準内容の変更はなし。期限を3月21日まで延長
- (3) 市公共施設等の利用制限状況について
 - ア 各施設の利用制限等に変更なし。期限を3月21日まで延長